

令和 5 年 6 月 20 日
堺 市

拇・美木多駅前北広場再整備工事（第 3 期）の設計図書の訂正について（通知）

拇・美木多駅前北広場再整備工事（第 3 期）の設計図書（図面）について、下記の通り、一部訂正しますので、お知らせします。

現在、堺市入札情報公開システムに掲載されている書類は訂正済みですので、再度、ダウンロードしていただくか、お持ちの書類を訂正していただきますようお願いいたします。

なお、開札予定日時、入札書の提出期間の変更はありません。

ご迷惑をお掛けし、お詫び申し上げます。

記

1. 訂正箇所

<図面>

- ・建築図面番号 2/61 特記仕様書（No2）において、施工条件の一部を「作業については、1 週 2 休（原則として土曜・日曜）を確保できるよう努めること。」に変更する。
- ・建築図面番号 25/61 昇降機設備工事 特記仕様書（1）において、施工条件の一部を「作業については、1 週 2 休（原則として土曜・日曜）を確保できるよう努めること。」に変更する。
- ・建築図面番号 52/61 電気設備工事 特記仕様書（1）において、施工条件の一部を「作業については、1 週 2 休（原則として土曜・日曜）を確保できるよう努めること。」に変更する。
- ・建築図面番号 57/61 機械設備工事 特記仕様書（1）において、施工条件の一部を「作業については、1 週 2 休（原則として土曜・日曜）を確保できるよう努めること。」に変更する。

2. 訂正内容

<図面>

別添 PDF のとおり

図面正誤表

工事名称：梅・美木多駅前北広場再整備工事（第3期）

図面№	図面名称	訂正箇所	誤	正	備考
建築 2/61	特記仕様書（No2）	施工条件	別紙図面 訂正前 参照	別紙図面 訂正後 参照	
建築 25/61	昇降機設備工事 特記仕様書（1）	施工条件	別紙図面 訂正前 参照	別紙図面 訂正後 参照	
建築 52/61	電気設備工事 特記仕様書（1）	施工条件	別紙図面 訂正前 参照	別紙図面 訂正後 参照	
建築 57/61	機械設備工事 特記仕様書（1）	施工条件	別紙図面 訂正前 参照	別紙図面 訂正後 参照	

章	項 目	特 記 事 項	章	項 目	特 記 事 項	章	項 目	特 記 事 項									
① 一 般 共 通 事 項	②① 火災保険について	この工事の施工にあたり、部分払いを請求する際には、工事出来高部分に対し火災保険を次のとおり付すこと。 また、保険契約締結後、速やかにその証券を堺市長に提出すること。 保険期間 工期プラス1ヶ月 被保険者 堺市長 保険金額 部分払いするときの出来高金額以上 なお、建設工事保険、組立保険等の総合保険に加入している場合は、保険証の写しと火災保険金の受取りを堺市長とした保険会社発行の証明書を提出すること。	① 一 般 共 通 事 項	③② 法定福利費について	受注者は契約後14日以内に法定福利費を明示した「請負代金内訳書」を監督員に提出し、確認を受けること。 受注者は墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、労働安全衛生規則に基づき、墜落制止用器具を使用させる等墜落による労働者の危険を防止するための措置を講じること。 2022年1月2日以降使用する墜落制止用器具は、原則としてフルハーネス型とし、「墜落制止用器具の安全な使用に関するガイドライン」（平成30年6月22日付け基発0622第2号）の規定に従い、器具を適切に使用すること。 高さが2m以上の箇所で、作業床を設けることが困難なところにおいて、墜落制止用器具のうちフルハーネス型のものを用いて作業（※ロープ高所作業に係る業務を除く。）を行う者は、労働安全衛生規則及び安全衛生特別教育規程に基づく特別教育を受講すること。	③ 土 工 事	② 建設発生土の処理	・ 構外搬出適切処理（自由処分） ※ 構外指定場所搬出適切処理（再資源化施設） ・ 構内指示の場所に敷き均し ・ 構内指示の場所にたい積 ○ 公共工事間流用 ※ 図示 ・ 水中ポンプ3インチ程度	④ 地 業 工 事	④④ 地業工事	④ 特定埋込杭工法 ・ 平成13年国土交通省告示第1113号第6による地盤の許容支持力式でα＝250を採用できる工法 ・ 平成13年国土交通省告示第1113号第6による地盤の許容支持力式のうちα、β、γが以下の値を採用できる工法 α＝（ ）、β＝（ ）、γ＝（ ） 工法 ・ プレボーリング拡大根固め工法 ・ 中廻り拡大根固め工法 ・ 杭の継手の工法 ・ アーク溶接継手 溶接材料 ・ 標準仕様書7.2.5(1)(2)による ・ ・ 機械式継手（継手部に接続金具を用いた方式のもの） 杭頭の処理 ・ 処理しない ・ 処理する 処理方法（切断に伴う補強方法含む） ・ 図示による ・ 杭の種類（材料）、寸法、継手等						
	②② その他の保険について	この工事の施工にあたり、目的に応じて次の保険を付すること。 第三者に与えた損害の補償 ○ 請負業者賠償責任保険 従業員が受けた身体障害の補償 ○ 法定外労災補償（建設共済）又は労働災害総合保険		③④ 施工中の安全確保について	同一場所で別契約の関連工事が行われる場合で、監督員により労働安全衛生法に基づく統括安全衛生管理義務者の指名を受けたときは、同法に基づく必要な措置を講ずること。 【また、その他の関連工事請負業者は統括安全衛生管理義務者と協力とし、工事全体の災害及び事故の防止に努めること。】		④① 試験及び報告書	○ 杭基礎 支持地盤の位置及び土質（基礎ぐいの先端位置含む） ・ 図示による ○ 1ヵ所行なうこと 試験杭の位置 ・ 図示による ○ 1ヵ所行なうこと ○ 直接基礎 支持地盤の位置及び土質（基礎底部の位置含む） ・ 図示による ○ 道路基礎下地耐力確認（平板載荷試験） 試験堀り（根切り底の状態の確認等） ○ 行わない ・ 行う 位置等 ・ 図示による ・ ・ 杭の載荷試験 載荷試験の方法 鉛直載荷試験 ・ 地盤工学会基準JGS（ ）による ・ ・ 水平載荷試験 ・ 地盤工学会基準JGS 1831による ・ ・ 試験の位置、本数、載荷荷重 ・ 図示による ・ 報告書の記載事項 ・ ○ 地盤の載荷試験 載荷試験の方法 平板載荷試験 ○ 地盤工学会基準JGS 1521による ・ 試験の位置、載荷荷重 ・ 図示による ○ 道路基礎下 1ヵ所 報告書の記載事項 ○ 地耐力条件、50kN/m2（長期）以上の確認を行った結果				③③ 鋼杭地業	試験杭 上杭 中杭 下杭 本杭 上杭 中杭 下杭	種類 杭径 (mm) 厚さ (mm) 杭長 (mm) 継手数 セット 数 長期設計 支持力 (kN/本) 備考			
	②③ 公共事業労務費調査	本工事が公共事業労務費調査の対象工事に選定された場合は、本調査の趣旨を理解し協力すること。なお、下請業者についても本調査の趣旨を周知し協力するよう指導すること。		35 概成工期について	本工事は概成工期設定工事である。 令和 年 月 日までに、完成前の総合試運転調整を行うにあたり、関連工事を含めた各工事が支障のない状態で完了させること。		2 既製コンクリート杭	種類 ・ 通心力高強度プレストレストコンクリート杭（PHC杭） ・ プレストレスト鉄筋コンクリート杭（PRC杭） ・ 外殻鋼管付きコンクリート杭（SC杭） SC杭の鋼管材料 ・ SKK400 ・ SKK490 ・ 杭の種類、性能及び曲げ強度区分(種別)、寸法、継手の箇所数等				④ 砂 利 地 業	試験杭 上杭 中杭 下杭 本杭 上杭 中杭 下杭	種類 コンクリート 強度 (N/mm2) 杭径 (mm) 厚さ (mm) 杭長 (mm) 継手数 セット 数 長期設計 支持力 (kN/本) 備考			
	②④ 共通費実態調査	本工事が共通費実態調査の対象工事に選定された場合は、本調査の趣旨を理解し協力すること。共通費実態調査は受注者による営繕工事の実施状況を費用の面から把握し、発注者における工事費積算に適切に反映させることを目的とする。 なお、調査票は監督員から配布するものとする。		②① 仮設計画	工事に先立ち仮設計画面図を作成の上監督職員の承諾を得ること。		・ 別紙1 特記仕様書 種別 ・ A ・ B ・ C ・ D ○ ガードフェンス H=1,800（頭つなぎ共） ・ シート張り ○ 有 ・ 無	訂正後					1998. 5. 作成 2000.12. 改訂 2002. 5. 改訂 2004.11. 改訂 2007.12. 改訂 2011. 2. 改訂 2014. 1. 改訂	2017. 2. 改訂 2020. 4. 改訂 2021. 4. 改訂 2021. 5. 改訂 2022. 4. 改訂 2023. 4. 改訂	工事名称 図面名称 A3縮尺 A1縮尺 図面番号	・ 樺・美木多駅前北広場再整備工事（第3期） 特記仕様書（No.2） — A1縮尺 — 図面番号	
	②⑤ 建退共について	1 受注者は、建設業退職金共済制度（以下「建退共」）の主旨を理解し、建退共に該当する場合は同制度に加入し、「建退共掛金収納書届」を工事請負契約締結後原則1ヶ月以内（電子申請方式による場合にあっては、工事請負契約締結後40日以内）に、発注者に提出しなければならない。 また、建退共制度対象労働者を雇用した場合には、建設キャリアアップシステムの活用等により技能労働者等の就業状況を適切に把握し、これに基づく履行状況について、工事完成後、速やかに掛金充当実績総括表を作成し、監督員に提示しなければならない。 2 受注者は、工事用掲示板付近の見易いところに「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」の標識を掲示すること。		②② 仮設物の設置場所	※敷地内 ・ 敷地外 種別 ・ 1号（10m2程度） ・ 2号（20m2程度） ・ 3号（35m2程度） ・ 4号（65m2程度） ・ 5号（100m2程度） 備品 ※ 机、いす、書棚、黒板、掛時計、寒暖計 ※ ゴム長ぐつ、雨がっぱ、保護帽、懐中電灯、フルハーネス、消火器 ・ 衣類ロッカー ・ 冷暖房機器 ・ 湯沸器 ・ 掃除具 ・ バッコン ・		・ 別紙1 特記仕様書による。 ○ 堺市土木工事共通仕様書						2025. 5. 改訂 2026. 5. 改訂 2027. 5. 改訂 2028. 5. 改訂 2029. 5. 改訂 2030. 5. 改訂 2031. 5. 改訂 2032. 5. 改訂 2033. 5. 改訂 2034. 5. 改訂 2035. 5. 改訂 2036. 5. 改訂 2037. 5. 改訂 2038. 5. 改訂 2039. 5. 改訂 2040. 5. 改訂 2041. 5. 改訂 2042. 5. 改訂 2043. 5. 改訂 2044. 5. 改訂 2045. 5. 改訂 2046. 5. 改訂 2047. 5. 改訂 2048. 5. 改訂 2049. 5. 改訂 2050. 5. 改訂 2051. 5. 改訂 2052. 5. 改訂 2053. 5. 改訂 2054. 5. 改訂 2055. 5. 改訂 2056. 5. 改訂 2057. 5. 改訂 2058. 5. 改訂 2059. 5. 改訂 2060. 5. 改訂 2061. 5. 改訂 2062. 5. 改訂 2063. 5. 改訂 2064. 5. 改訂 2065. 5. 改訂 2066. 5. 改訂 2067. 5. 改訂 2068. 5. 改訂 2069. 5. 改訂 2070. 5. 改訂 2071. 5. 改訂 2072. 5. 改訂 2073. 5. 改訂 2074. 5. 改訂 2075. 5. 改訂 2076. 5. 改訂 2077. 5. 改訂 2078. 5. 改訂 2079. 5. 改訂 2080. 5. 改訂 2081. 5. 改訂 2082. 5. 改訂 2083. 5. 改訂 2084. 5. 改訂 2085. 5. 改訂 2086. 5. 改訂 2087. 5. 改訂 2088. 5. 改訂 2089. 5. 改訂 2090. 5. 改訂 2091. 5. 改訂 2092. 5. 改訂 2093. 5. 改訂 2094. 5. 改訂 2095. 5. 改訂 2096. 5. 改訂 2097. 5. 改訂 2098. 5. 改訂 2099. 5. 改訂 2100. 5. 改訂 2101. 5. 改訂 2102. 5. 改訂 2103. 5. 改訂 2104. 5. 改訂 2105. 5. 改訂 2106. 5. 改訂 2107. 5. 改訂 2108. 5. 改訂 2109. 5. 改訂 2110. 5. 改訂 2111. 5. 改訂 2112. 5. 改訂 2113. 5. 改訂 2114. 5. 改訂 2115. 5. 改訂 2116. 5. 改訂 2117. 5. 改訂 2118. 5. 改訂 2119. 5. 改訂 2120. 5. 改訂	2025. 5. 改訂 2026. 5. 改訂 2027. 5. 改訂 2028. 5. 改訂 2029. 5. 改訂 2030. 5. 改訂 2031. 5. 改訂 2032. 5. 改訂 2033. 5. 改訂 2034. 5. 改訂 2035. 5. 改訂 2036. 5. 改訂 2037. 5. 改訂 2038. 5. 改訂 2039. 5. 改訂 2040. 5. 改訂 2041. 5. 改訂 2042. 5. 改訂 2043. 5. 改訂 2044. 5. 改訂 2045. 5. 改訂 2046. 5. 改訂 2047. 5. 改訂 2048. 5. 改訂 2049. 5. 改訂 2050. 5. 改訂 2051. 5. 改訂 2052. 5. 改訂 2053. 5. 改訂 2054. 5. 改訂 2055. 5. 改訂 2056. 5. 改訂 2057. 5. 改訂 2058. 5. 改訂 2059. 5. 改訂 2060. 5. 改訂 2061. 5. 改訂 2062. 5. 改訂 2063. 5. 改訂 2064. 5. 改訂 2065. 5. 改訂 2066. 5. 改訂 2067. 5. 改訂 2068. 5. 改訂 2069. 5. 改訂 2070. 5. 改訂 2071. 5. 改訂 2072. 5. 改訂 2073. 5. 改訂 2074. 5. 改訂 2075. 5. 改訂 2076. 5. 改訂 2077. 5. 改訂 2078. 5. 改訂 2079. 5. 改訂 2080. 5. 改訂 2081. 5. 改訂 2082. 5. 改訂 2083. 5. 改訂 2084. 5. 改訂 2085. 5. 改訂 2086. 5. 改訂 2087. 5. 改訂 2088. 5. 改訂 2089. 5. 改訂 2090. 5. 改訂 2091. 5. 改訂 2092. 5. 改訂 2093. 5. 改訂 2094. 5. 改訂 2095. 5. 改訂 2096. 5. 改訂 2097. 5. 改訂 2098. 5. 改訂 2099. 5. 改訂 2100. 5. 改訂 2101. 5. 改訂 2102. 5. 改訂 2103. 5. 改訂 2104. 5. 改訂 2105. 5. 改訂 2106. 5. 改訂 2107. 5. 改訂 2108. 5. 改訂 2109. 5. 改訂 2110. 5. 改訂 2111. 5. 改訂 2112. 5. 改訂 2113. 5. 改訂 2114. 5. 改訂 2115. 5. 改訂 2116. 5. 改訂 2117. 5. 改訂 2118. 5. 改訂 2119. 5. 改訂 2120. 5. 改訂	2025. 5. 改訂 2026. 5. 改訂 2027. 5. 改訂 2028. 5. 改訂 2029. 5. 改訂 2030. 5. 改訂 2031. 5. 改訂 2032. 5. 改訂 2033. 5. 改訂 2034. 5. 改訂 2035. 5. 改訂 2036. 5. 改訂 2037. 5. 改訂 2038. 5. 改訂 2039. 5. 改訂 2040. 5. 改訂 2041. 5. 改訂 2042. 5. 改訂 2043. 5. 改訂 2044. 5. 改訂 2045. 5. 改訂 2046. 5. 改訂 2047. 5. 改訂 2048. 5. 改訂 2049. 5. 改訂 2050. 5. 改訂 2051. 5. 改訂 2052. 5. 改訂 2053. 5. 改訂 2054. 5. 改訂 2055. 5. 改訂 2056. 5. 改訂 2057. 5. 改訂 2058. 5. 改訂 2059. 5. 改訂 2060. 5. 改訂 2061. 5. 改訂 2062. 5. 改訂 2063. 5. 改訂 2064. 5. 改訂 2065. 5. 改訂 2066. 5. 改訂 2067. 5. 改訂 2068. 5. 改訂 2069. 5. 改訂 2070. 5. 改訂 2071. 5. 改訂 2072. 5. 改訂 2073. 5. 改訂 2074. 5. 改訂 2075. 5. 改訂 2076. 5. 改訂 2077. 5. 改訂 2078. 5. 改訂 2079. 5. 改訂 2080. 5. 改訂 2081. 5. 改訂 2082. 5. 改訂 2083. 5. 改訂 2084. 5. 改訂 2085. 5. 改訂 2086. 5. 改訂 2087. 5. 改訂 2088. 5. 改訂 2089. 5. 改訂 2090. 5. 改訂 2091. 5. 改訂 2092. 5. 改訂 2093. 5. 改訂 2094. 5. 改訂 2095. 5. 改訂 2096. 5. 改訂 2097. 5. 改訂 2098. 5. 改訂 2099. 5. 改訂 2100. 5. 改訂 2101. 5. 改訂 2102. 5. 改訂 2103. 5. 改訂 2104. 5. 改訂 2105. 5. 改訂 2106. 5. 改訂 2107. 5. 改訂 2108. 5. 改訂 2109. 5. 改訂 2110. 5. 改訂 2111. 5. 改訂 2112. 5. 改訂 2113. 5. 改訂 2114. 5. 改訂 2115. 5. 改訂 2116. 5. 改訂 2117. 5. 改訂 2118. 5. 改訂 2119. 5. 改訂 2120. 5. 改訂	2025. 5. 改訂 2026. 5. 改訂 2027. 5. 改訂 2028. 5. 改訂 2029. 5. 改訂 2030. 5. 改訂 2031. 5. 改訂 2032. 5. 改訂 2033. 5. 改訂 2034. 5. 改訂 2035. 5. 改訂 2036. 5. 改訂 2037. 5. 改訂 2038. 5. 改訂 2039. 5. 改訂 2040. 5. 改訂 2041. 5. 改訂 2042. 5. 改訂 2043. 5. 改訂 2044. 5. 改訂 2045. 5. 改訂 2046. 5. 改訂 2047. 5. 改訂 2048. 5. 改訂 2049. 5. 改訂 2050. 5. 改訂 2051. 5. 改訂 2052. 5. 改訂 2053. 5. 改訂 2054. 5. 改訂 2055. 5. 改訂 2056. 5. 改訂 2057. 5. 改訂 2058. 5. 改訂 2059. 5. 改訂 2060. 5. 改訂 2061. 5. 改訂 2062. 5. 改訂 2063. 5. 改訂 2064. 5. 改訂 2065. 5. 改訂 2066. 5. 改訂 2067. 5. 改訂 2068. 5. 改訂 2069. 5. 改訂 2070. 5. 改訂 2071. 5. 改訂 2072. 5. 改訂 2073. 5. 改訂 2074. 5. 改訂 2075. 5. 改訂 2076. 5. 改訂 2077. 5. 改訂 2078. 5. 改訂 2079. 5. 改訂 2080. 5. 改訂 2081. 5. 改訂 2082. 5. 改訂 2083. 5. 改訂 2084. 5. 改訂 2085. 5. 改訂 2086. 5. 改訂 2087. 5. 改訂 2088. 5. 改訂 2089. 5. 改訂 2090. 5. 改訂 2091. 5. 改訂 2092. 5. 改訂 2093. 5. 改訂 2094. 5. 改訂 2095. 5. 改訂 2096. 5. 改訂 2097. 5. 改訂 2098. 5. 改訂 2099. 5. 改訂 2100. 5. 改訂 2101. 5. 改訂 2102. 5. 改訂 2103. 5. 改訂 2104. 5. 改訂 2105. 5. 改訂 2106. 5. 改訂 2107. 5. 改訂 2108. 5. 改訂 2109. 5. 改訂 2110. 5. 改訂 2111. 5. 改訂 2112. 5. 改訂 2113. 5. 改訂 2114. 5. 改訂 2115. 5. 改訂 2116. 5. 改訂 2117. 5. 改訂 2118. 5. 改訂 2119. 5. 改訂 2120. 5. 改訂	2025. 5. 改訂 2026. 5. 改訂 2027. 5. 改訂 2028. 5. 改訂 2029. 5. 改訂 2030. 5. 改訂 2031. 5. 改訂 2032. 5. 改訂 2033. 5. 改訂 2034. 5. 改訂 2035. 5. 改訂 2036. 5. 改訂 2037. 5. 改訂 2038. 5. 改訂 2039. 5. 改訂 2040. 5. 改訂 2041. 5. 改訂 2042. 5. 改訂 2043. 5. 改訂 2044. 5. 改訂 2045. 5. 改訂 2046. 5. 改訂 2047. 5. 改訂 2048. 5. 改訂 2049. 5. 改訂 2050. 5. 改訂 2051. 5. 改訂 2052. 5. 改訂 2053. 5. 改訂 2054. 5. 改訂 2055. 5. 改訂 2056. 5. 改訂 2057. 5. 改訂 2058. 5. 改訂 2059. 5. 改訂 2060. 5. 改訂 2061. 5. 改訂 2062. 5. 改訂 2063. 5. 改訂 2064. 5. 改訂 2065. 5. 改訂 2066. 5. 改訂 2067. 5. 改訂 2068. 5. 改訂 2069. 5. 改訂 2070. 5. 改訂 2071. 5. 改訂 2072. 5. 改訂 2073. 5. 改訂 2074. 5. 改訂 2075. 5. 改訂 2076. 5. 改訂 2077. 5. 改訂 2078. 5. 改訂 2079. 5. 改訂 2080. 5. 改訂 2081. 5. 改訂 2082. 5. 改訂 2083. 5. 改訂 2084. 5. 改訂 2085. 5. 改訂 2086. 5. 改訂 2087. 5. 改訂 2088. 5. 改訂 2089. 5. 改訂 2090. 5. 改訂 2091. 5. 改訂 2092. 5. 改訂 2093. 5. 改訂 2094. 5. 改訂 2095. 5. 改訂 2096. 5. 改訂 2097. 5. 改訂 2098. 5. 改訂 2099. 5. 改訂 2100. 5. 改訂 2101. 5. 改訂 2102. 5. 改訂 2103. 5. 改訂 2104. 5. 改訂 2105. 5. 改訂 2106. 5. 改訂 2107. 5. 改訂 2108. 5. 改訂 2109. 5. 改訂 2110. 5. 改訂 2111. 5. 改訂 2112. 5. 改訂 2113. 5. 改訂 2114. 5. 改訂 2115. 5. 改訂 2116. 5. 改訂 2117. 5. 改訂 2118. 5. 改訂 2119. 5. 改訂 2120. 5. 改訂

[illegible]

特記仕様書【昇降機設備】

I. 工事概要

1. 工事名称

相・美木多駅前北広場再整備工事（第3期）

2. 工事場所

堺市南区桃山台2丁地内

3. 建物概要

建物名称	構造	階数	消防法施行令別表第一	備考
昇降機	RC・S造	3		

4. 工事種目（●印のついたものを適用する。）

建物別及び屋外工事種目	昇降機					屋外
昇降機設備	●	○	○	○	○	○
撤去工事	○	○	○	○	○	○
電灯設備	○	○	○	○	○	○
動力設備	○	○	○	○	○	○
建築工事	○	○	○	○	○	○

5. 工事内容

昇降機設備	本工事は昇降機の設置及び調整の一切を行う。

6. 特記事項

・設計図書の優先順位

設計図書に相違がある場合、設計図書の優先順位は下記による

1. 質疑回答書

2. 現場及び机上説明書

3. 特記仕様書

4. 図面

5. 標準仕様書

現場説明書とは、工事記録等現場での協議録を示す。

II. 工事仕様書

（注）本工事において委託監理契約が締結されている場合は、監督員を監理員と読み替えるものとする。

1. 一般仕様

（1）図面、特記仕様書に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）（令和4年版）及び公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）（令和4年版）並びに公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）（令和4年版）による。（参考資料：機械設備工事監理指針（令和4年版））

（2）経済産業省「電気設備に関する技術基準を定める省令」並びに一般社団法人日本電気協会「内線規程」のほか、関係法令に基づき施工する。

（3）建築工事を本工事に含む場合は、建築工事はそれぞれの工事仕様書を適用する。

2. 特記仕様

（1）一般事項

特記項目において選択する事項は、●印のついたものを適用する。

1. 施工調査

・本工事施工にあたっては、事前に現場を十分に調査し着工のこと。また、電気、給水及びガス等の供給停止、粉じん、ほこり等が発生するおそれのある場合は、事前に監督員及び当該施設管理者と充分に打合せのうえ施工のこと。

・実施工程表及び施工計画書作成のための施工計画調査及び施工に先立つた事前調査を行い監督員に報告する。

なお、調査項目、調査範囲及び調査方法は、監督員との協議による。

2. 工事用敷示板

地色（白）

工事

発注

堺市建設局道路部

監理

施工

900

（注）

1. 発注者等が同一の場合は発注監理と記入する。

2. 常用漢字を使用し書体は角ゴシック黒文字とする。

3. 垂線鉄板製とし機軸を裏打ちし格納する。

（取付場所は工事用出入口の見易い所に取り付けること。）

3. 安全対策

・安全監視員（警備会社による）○常駐人○スポット係人

・交通誘導員A（警備会社による）○常駐人○スポット係人

・交通誘導員B（警備会社による）○常駐人○スポット係人

・工事進入路及び周辺道路においては、工事関係車両は徐行運転を行い、より一層安全運転に努めること。

4. 仮設備

・仮設備項目（○受変電○発電機○給水ポンプ○排水ポンプ○）

・仮設期間（○図面による○）

5. 工事用仮設備

・すべて受注者の負担とし、構内につくことが●できる。○できない。）

6. 足場、さん欄

・●別契約を含む関係受注者が定置したものは、無償で使用できる。○本工事で設置とする。

7. 工事用電力

・本工事に必要な工事用電力、水、ガス等の費用及び官公署その他の関係機関への諸手続等の費用は、受注者の負担とする。

・受変電設備（新築に限る）を新設する場合、受電後、引渡しまでの電気基本料金（受変設備全部分）、電気使用料金（施工業者使用分）並びに電気保安業務における費用も本工事に含むものとする。

8. 設備機材等

（グリーン購入法）

・図面中の⑦印は「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」（以下、「グリーン購入法」という。）の特定調達品目を示す。

・堺市グリーン調達基本方針による「堺市グリーン調達方針」（最新年度による）に基づき、公共工事特定調達品目を監督員と協議の上、本工事にで極力採用すること。

・工事の一部を下請けさせる場合及び原材料を購入する際は、地元産業の振興と市内業者育成のため、市内業者へ発注するよう努めること。

9. 工事の下請け及び原材料の購入について

・本工事で使用する設備材料等は、設計図書で規程する所要の品質及び性能を有するものとする。なお、原則としてホルムアルデヒドが免致しない規制対象外のものとして下記（1）を使用するが、該当する材料等がない場合は、第3種のものとして下記（2）を使用する。なお、詳細については、関係法令を参照のこと。

（1）JIS及びJASのF☆☆☆☆規格品及び「非ホルムアルデヒド系」等の表示にあるJAS規格品とする。

（2）国土交通省告示1115号（平成14年12月26日）で示されているもの。

11-1. 発生材の処理等

・発生材等（建設副産物）の処理は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」「資源の有効な利用の促進に関する法律」「建設副産物適正処理推進要綱」その他関係法令を遵守して行うこと。

・元請業者は、当該工事に伴って生じた全ての建設廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

・元請業者が収集運搬及び処分を委託する場合は、元請業者と収集運搬業者との間の契約及び元請業者と処分業者との2者間契約を締結し、事前に許可証の写しを監督員に提出すること。尚、収集運搬及び処分は元請業者の責任においてマニフェストシステムにより適正に行うこと。

・本工事における特定建設資材廃棄物の再資源化等を行う施設及び建設発生土処分地については、下記による。

特定建設資材廃棄物の種類	下請時の積算区分	施設の名称	所在地
コンクリートガラ	○		
アスファルトガラ	○		
木材	○		
建設発生土			

・原則、建設発生土の搬出先については、上記の処理施設とする。

なお、受け入れ条件等により提示する施設と異なる場合においては、監督員と協議するものとする。

・下請時の積算区分については、●：本工事で計上○：元請工事で計上とする。

11-2「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（「建設リサイクル法」）の適用について

・発生材等（建設副産物）の処理は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」を遵守し、その種類ごとに選別しリサイクル等再資源化を図るものとする。

・特定建設資材の分別解体等・再資源化については、以下の条件を定めているが、請負代金額のうち解体工事に要する費用等の定める事項は、契約締結時に発注者と受注者の間で確認されるものであるため、発注者が積算上条件明示した以下の事項と別の方法であった場合でも変更の対象としない。ただし、工事発注後に明らかになった事情により、予定した条件により異なる場合は、監督員と協議するものとする。

（本工事は、○適用する○適用しない●元請けの適用区分による）

19. 施工図等の作成について

・施工図等の作成にあたり、別契約を含む施工上密接に関連する工事との納まり等について、当該工事関係者と調整の上、十分検討すること。

20. 施工中の安全確保について

・同一場所で開催の関連工事が行われる場合で、監督員により労働安全衛生法に基づく統括安全衛生管理義務者の指名を受けたときは、同法に基づく必要な措置を講ずること。また、その他の関連工事請負業者は統括安全衛生管理義務者と協力し、工事全体の災害及び事故の防止に努めること。

21. 火災保険について

・本工事において、部分払いを請求する際には、工事出来高部分に対し火災保険を次のとおり付すること。

また、保険契約締結後、速やかにその証券を堺市長に提出すること。

なお、建設工事保険、総立保険等の総合保険に加入している場合は、保険証の写しと、火災保険の受取りを堺市長とした保険会社発行の証明書を提出すること。

22. その他の保険について

・本工事の施工にあたり、目的に応じて次の保険を付すること。

第三者に与えた損害の補償：請負業者賠償責任保険

従業員が受けた身体障害の補償：法定外労務補償（建設共済）又は労働災害総合保険

23. 墜落による危険の防止

・受注者は墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、労働安全衛生規則に基づき、墜落制止用器具を使用させる等墜落による労働者の危険を防止するための措置を講ずること。

使用する墜落制止用器具は、原則としてフルハーネス型とし、「墜落制止用器具の安全な使用に関するガイドライン」（平成30年6月22日付け基発0622第2号）の規定に従い、器具を適切に使用すること。

高さが2m以上の箇所、作業床を設けることが困難なところにおいて、墜落制止用器具のうちフルハーネス型のものを用いて作業（※ロープ高所作業に係る業務を除く。）を行う者は、労働安全衛生規則及び安全衛生特別教育規程に基づく特別教育を受講すること。

24. 法定福利費について

・受注者は契約後、14日以内に法定福利費を明示した「請負代金内訳書」を監督員に提出し、確認を受けること。

25. 中間技術検査

・中間技術検査は、公共工事の品質向上を図るため、工事完成時に不可視となる部分や施工上重要な段階等において、施工中に検査を行うものである。

本工事は、中間技術検査の○対象○対象外●元請けの適用区分による

（建築物に係る新築工事等（新築・増築・修繕・模様替）の場合）

1. 分別解体等の方法

工程	作業内容	分別解体等の方法
1. 造成等	造成等の工事 □有□無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
2. 基礎・基礎	基礎・基礎掘りの工事 □有□無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
3. 上部構造部分・外装	上部構造部分・外装の工事 □有□無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
4. 屋根	屋根の工事 □有□無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
5. 建築設備・内装等	建築設備・内装等の工事 □有□無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
6. その他	その他の工事 □有□無	□手作業 □手作業・機械作業の併用

（注1）適用となる事項の□にチェックする。

（注2）工程内で部位毎に分別解体方法が異なる場合は、部位毎に特記する。

12. 本工事での特別管理産業廃棄物等（アスベスト処理等）

・本工事で撤去等の作業を行う特別管理産業廃棄物等（○有●無し）

種類：○アスベスト含有建材等○○

・工事箇所のアスベストを含む材料が使用されている場合は、「大気汚染防止法」「大気汚染防止法」の保全等に関する条例）及び関係法令に基づき適切な処理を行うこと。

・上記以外の有害物質の処理については、監督員と協議を行うこと。

13. 安全対策

性能確認試験：○行う●行わない

施工後確認試験：特記なき場合、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）による。

14. 施工条件

・作業については、1週2休（原則として土曜・日曜）を確保できるよう努めること。（但し、やむを得ない場合は監督員と協議を行うものとする。）

・施工時間（原則として午前8時から午後6時までとする）

・地元協議による条件が発生した場合は、その施工条件を尊重すること。

15. 官公署その他の手続き

工事施工に必要な官公署その他の手続きは、標準仕様書第1編第1章第1節1.1.3並びに改修標準仕様書第1編第1章第1節1.1.3による。

16. 工事実績データ等の作成・登録について

・請負者は、受注時及び竣工時において請負代金額が500万円以上の工事については、コリンズ（工事実績情報システム）に基づき、実績登録用データを作成し、監督員の確認を受けた後に、一般財団法人日本建設情報総合センター（JACIC）に登録しなければならない。登録後は「登録内容確認書」を直ちに監督員に提出しなければならない。また、設計変更時（工期変更、請負代金額変更）及び技術者の変更時には、同様の変更登録をしなければならない。いずれの場合も登録事由発生時から10日以内（土・日曜日、祝日及び年末年始の休日を除く）に登録しなければならない。

17. 建設業退職金共済制度の履行

・受注者は、建設業退職金共済制度（以下「建退共」）の主旨を理解し、建退共に該当する場合は同制度に加入し、「建退共資金収納書」を工事請負契約締結後原則1ヶ月以内（電子申請方式による場合）においては、工事請負契約締結後40日以内）に、発注者に提出しなければならない。

また、建退共制度対象労働者を雇用した場合には、建設キャリアアップシステムの活用等により技能労働者等の就業状況を適切に把握し、これに基づく履行状況について、工事完成後、速やかに掛金当戻実績報告表を作成し、監督員に提示しなければならない。

・受注者は、工事用指示板付近の見易いところに「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」の標識を掲示すること。

18. 施工体制台帳及び施工体系の義務化

・発注者から直接請け負った公共工事を施工するために下請契約を締結した時は、下請金額にかかわらず施工体制台帳を作成し、写しを発注者に提出すること。

・施工体制台帳を作成した建設業者は、当該建設工事の係わるすべての建設業者名、技術者名簿を記載し工事現場における施工の分担関係を示した施工体系図を作成し、現場及び公衆の見易い場所に掲げること。

・施工体系図の記載事項等に変更があったときは、その都度、速やかに施工体系図を変更しなければならない。

施工体制台帳及び施工体系図の作成等に関しては、建設業法及び公共工事入札契約適正化法のために従うものとするほか、施工体系図では、建設工事だけでなく建設工事以外を請け負う下請負人（産業廃棄物及び警備業者等）においても、記載すべき下請負人の対象として扱うこと。また、受注者は、すべての下請負人が記載された施工体系図の写しを監督員に提出しなければならない。また、施工体系図の記載事項等に変更があったときは、その都度、変更された施工体系図の写しを速やかに監督員に提出しなければならない。

・受注者は、監督員等から公共工事の施工の技術上の管理をつかさどる者の設置その他の工事現場の施工体制が施工体制台帳の記載に合致しているかどうかの点検を求められたときは、これを受けることを拒んではない。

19. 施工図等の作成について

・施工図等の作成にあたり、別契約を含む施工上密接に関連する工事との納まり等について、当該工事関係者と調整の上、十分検討すること。

20. 施工中の安全確保について

・同一場所で開催の関連工事が行われる場合で、監督員により労働安全衛生法に基づく統括安全衛生管理義務者の指名を受けたときは、同法に基づく必要な措置を講ずること。また、その他の関連工事請負業者は統括安全衛生管理義務者と協力し、工事全体の災害及び事故の防止に努めること。

21. 火災保険について

・本工事において、部分払いを請求する際には、工事出来高部分に対し火災保険を次のとおり付すること。

また、保険契約締結後、速やかにその証券を堺市長に提出すること。

なお、建設工事保険、総立保険等の総合保険に加入している場合は、保険証の写しと、火災保険の受取りを堺市長とした保険会社発行の証明書を提出すること。

22. その他の保険について

・本工事の施工にあたり、目的に応じて次の保険を付すること。

第三者に与えた損害の補償：請負業者賠償責任保険

従業員が受けた身体障害の補償：法定外労務補償（建設共済）又は労働災害総合保険

23. 墜落による危険の防止

・受注者は墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、労働安全衛生規則に基づき、墜落制止用器具を使用させる等墜落による労働者の危険を防止するための措置を講ずること。

使用する墜落制止用器具は、原則としてフルハーネス型とし、「墜落制止用器具の安全な使用に関するガイドライン」（平成30年6月22日付け基発0622第2号）の規定に従い、器具を適切に使用すること。

高さが2m以上の箇所、作業床を設けることが困難なところにおいて、墜落制止用器具のうちフルハーネス型のものを用いて作業（※ロープ高所作業に係る業務を除く。）を行う者は、労働安全衛生規則及び安全衛生特別教育規程に基づく特別教育を受講すること。

24. 法定福利費について

・受注者は契約後、14日以内に法定福利費を明示した「請負代金内訳書」を監督員に提出し、確認を受けること。

25. 中間技術検査

・中間技術検査は、公共工事の品質向上を図るため、工事完成時に不可視となる部分や施工上重要な段階等において、施工中に検査を行うものである。

本工事は、中間技術検査の○対象○対象外●元請けの適用区分による

26. 工事写真

・国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の宮城工事写真撮影要領（平成31年版）・同解説「工事写真の撮り方 建築設備編」による。

27. デジタル工事写真の
小規模情報電子化

・受注者はデジタル工事写真の小規模情報電子化を行う場合は、「小規模情報電子化承諾書」を提出し、監督員の承認を受けること。

デジタル工事写真の小規模情報電子化で使用可能な対象機器及び小規模情報の電子化方法、取扱い、写真の納品等については「デジタル工事写真の小規模情報電子化について」（堺市建設局HP掲載）によるものとする。

・施設毎に完成図を作成し、製本図面（完成図原図をA2に縮小しA3版背粘製本（表紙文字印刷））を2部提出すること。又、完成図原図も提出すること。

・施設毎に機器完成図をA4版チューブファイル（表紙文字印刷）を2部提出すること。

・保安に関する資料（施設管理者が保管を行っていく上で必要な事項をまとめたもの）として、工事完成後、建物とともに以下の資料を管理者に引渡しを行う。

・主要資材一覧表（名称・規格・数量・メーカー等）

・物品引渡書

・装置、機器の取扱い説明書

・運転指導（資料に基づく説明も行う。）

・主要機器の連絡先

・官公署届出書類控、検査済証

・その他保守上に必要な図書等

29. 電子データの提出等

・完成図をTIFFデータに変換し、主文をEXCELデータにて作成し、CD-RまたはCD-RWにて提出のこと。

30. 提出用保管箱

・最終提出書類は、書類保管箱（ダンボール製やプラスチックケース等）に納め提出のこと。

31. 著作権等

・本工事に取得する施工図等の著作権に係る当該建物に際する使用権は、発注者に委譲するものとする。

32. 公共事業労働費調査

・本工事が公共事業労働費調査の対象工事に選定された場合は、本調査の趣旨を理解し協力すること。

なお、下請負人等についても本調査の趣旨を周知し協力するよう指導すること。

33. 引渡し及び管理責任

・完成検査に合格したときは、書類を添えて引渡しを行うこと。なお、工事完成後引渡しまでは、受注者にて管理上の責任をもつこと。

・引渡し物品一式を、監督員の指示により所定の場所に整理し、書類を添えて施設管理者に引渡すこと。なお、個別計量器がある場合は最終検取値を一覧表にして、監督員に提出すること。

・監理技術者又は主任技術者の工事現場への専任期間及び専任をしない期間については、国土交通省において定められている最新の監理技術者制度運用マニュアルによるものとする（専任以外の監理技術者又は主任技術者及び現場代理人についても同様とする）。また、工事現場における運搬、取扱い及び制限の行使に支障がなく、かつ、本市との連絡体制が確保されると認めた場合には、監理技術者又は主任技術者及び現場代理人の工事現場における常駐を要しないものとする。

34. 現場代理人・技術者の専任期間等

35. 暴力団等の排除について

1 入札参加除外者を下請負人等とすることの禁止

（1）受注者は、堺市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外を受けた者又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当する者を、下請負人等（再委任以降のすべての受注者、一次及び二次下請以降すべての下請負人）並びに資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方を含む。以下同じ。）としてはならない。

（2）これらの事実が確認された場合、本市は受注者に対し、当該下請負人等との下請契約等の解除を求めることができる。

2 下請契約等の締結について

・受注者は、下請負人等との下請契約等の締結に当たっては、建設工事標準下請負契約約款（昭和52年4月26日中央建設業審議会勧告）又は同契約約款に準拠した内容を持つ下請契約書に、本市の契約約款に準じた暴力団排除条項を加えることとする。

3 誓約書の提出について

（1）受注者は、堺市暴力団排除条例第8条第2項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を本市に提出しなければならない。

また、受注者は、下請負人等がある場合には、これらの者から暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を徴収して、本市へ提出しなければならない。

ただし、本市が必要でないと判断した場合は、この限りではない。

（2）本市は、受注者及び下請負人等が当該誓約書を提出しない場合は、入札参加停止を行うことができる。

4 不当介入に対する措置

（1）受注者は、この契約の履行に当たり暴力団員又は暴力団密接関係者から、暴力団を利することとなるような社会通念上不当な要求又は契約の適正な履行を妨げる行為（以下「不当介入」という。）を受けたときは、直ちに本市に報告するとともに、警察に届け出なければならない。

（2）受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者から不当介入を受けたときは、直ちに本市に報告するとともに、当該下請負人等に対して、警察に届け出るよう指導しなければならない。

（3）本市は、受注者が本市に対し、（1）及び（2）に定める報告をしなかったときは、堺市暴力団排除条例に基づく公表及び入札参加停止を行うことができる。

（4）本市は、受注者又は下請負人等が不当介入を受けたことによりこの契約の履行について遅延等が発生するおそれがあると認めるときは、受注者が（1）に定める報告及び届出又は（2）に定める報告及び指導を行った場合に限り、必要に応じて履行期間の延長等の措置をとるものとする。

工事名称

相・美木多駅前北広場再整備工事（第3期）

図面名称

昇降機設備工事 特記仕様書（1）

A3縮尺

—

A1縮尺

—

堺市建設局道路部道路整備課

図面番号

25／61

図面縮尺

0 2.5 5.0

訂正後

[illegible]

[illegible]

[illegible]

訂正前

